

令和 3 年（2021 年）1 月 18 日

市内関係事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

**共同生活援助利用者における居宅介護（身体介護）及び重度訪問介護の利
用について（周知）**

日頃から、本市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

介護サービス包括型事業所又は日中サービス支援型事業所における利用者への介護の提供は、原則として、当該事業所の従業者による介護とされておりますが、一定の要件を満たす重度の障がい者であって、共同生活住居内において、居宅介護及び重度訪問介護の利用を希望する者については、特例として、当該事業所の従業者による介護に加えて介護サービスの提供が受けられるように、厚生労働省指定基準省令附則第 18 条の 2 において、利用者ごとに個人単位での居宅介護及び重度訪問介護を利用することが認められております。（以下これらを「個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例」という。）

このたび、当該取扱いを開始してから一定の期間が経過していることから、あらためて、下記のとおり、周知をさせていただきます。

記

1 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例に係る本市の取扱い

介護サービス包括型事業所又は日中サービス支援型事業所に入居している利用者のうち、一定の要件を満たす重度の障がい者であって、共同生活住居内において、居宅介護（身体介護）及び重度訪問介護の利用を希望する者については、令和 3 年 3 月 31 日までの経過措置として、個人単位で居宅介護（身体介護）及び重度訪問介護の支給決定を行うことができる。

2 対象者

(1) 共同生活住居内において、居宅介護（身体介護）の利用を希望する場合

重度訪問介護に係る介護給付費の支給決定を受けておらず、介護サービス包括型事業所又は日中サービス支援型事業所に入居し、「区分4以上」でかつ、次のア又はイに該当する者

ア 重度訪問介護（肢体不自由者に限る）、同行援護又は行動援護の対象者

イ 個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられており、認定調査項目中、「1-10（衣服の着脱）」、「2-1（食事）」、「2-3（入浴）」、「2-4（排尿）」、「2-5（排便）」のうち3項目以上が「部分的な支援が必要」以上である者

(2) 共同生活住居内において、重度訪問介護の利用を希望する場合

居宅介護に係る介護給付費の支給決定を受けておらず、介護サービス包括型事業所又は日中サービス支援型事業所に入居し、重度訪問介護の支給決定要件を満たす者

3 報酬算定について

(1) 共同生活援助事業所における報酬算定について

個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例に該当する利用者に対して、共同生活援助を行った場合における共同生活援助サービス費については、当該利用者が居宅介護（身体介護）及び重度訪問介護を利用した日においては、居宅介護事業所及び重度訪問介護事業所から介護の提供実績を確認したうえで特例の単価を適用し、当該利用者が居宅介護（身体介護）及び重度訪問介護を利用していない日においては、通常の単価を適用する。

(2) 居宅介護事業所及び重度訪問介護事業所における報酬算定について

個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例に該当する利用者に対して、居宅介護（身体介護）及び重度訪問介護を行った場合における居宅介護サービス費及び重度訪問介護サービス費については、通常の居宅介護及び重度訪問介護の単価を適用する。

4 その他

(1) 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例における経過措置については、「障害

者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について」(令和2年12月10日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)において、令和6年3月31日までに延長することが示されております。

- (2) 共同生活援助における入居者が一時帰宅する場合など、共同生活住居外においては、個人単位での居宅介護(身体介護)及び重度訪問介護を利用することはできません。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課給付管理係
TEL : 011-211-2938 Fax : 011-218-5181
E-mail : sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp